

診療情報提供のご案内

当院では、インフォームド・コンセント（説明と同意に基づく医療）の理念に基づき医療を推進致しておりますが、患者様との信頼関係をより一層深め、診療に積極的に参加していただきたく、「診療情報の提供」を行っております。

診療情報の提供にあたっては、特に患者様本人の大切な個人情報であるという観点から、プライバシーを厳重に保護するため、いくつかの条件が定められておりますので、以下の点についてご理解いただきますようお願いいたします。

1. 診療情報の提供とは？

「診療情報の提供」とは、診療の過程で得られた患者様の身体状況、病状、診断、治療等の情報を提供することをいいます。提供の方法は、「診療内容の説明」と「診療録（いわゆるカルテ）等の開示」の二通りあります。

当院では、インフォームド・コンセントの理念に基づき、日常診療における診療内容の積極的かつ丁寧な説明による情報提供を行うことがまず、重要であると考えております。さらに患者様からの申し出があれば、診療録等の閲覧等による開示も行っておりますが、患者様本人の大切な個人情報であるという観点から開示にあたりましては、当院内に開示委員会を設置し、慎重に行っておりますので、ご理解をお願い致します。

(1) 「診療内容の説明」

日常の診療において、診療録等に記載された診療情報について担当医師からわかりやすくご説明いたしますので、遠慮なく担当医師にお申し出ください。

(2) 診療録等の開示

診療録等の開示を希望される場合は、「診療録等開示申請書」を提出していただくこととなっております。（申請書は受付にあります。）

開示は閲覧を原則といたしますが、複写又は要約書の交付を行うことができる場合もあります。

2. 診療情報提供の内容

当院で作成管理される診療録（いわゆるカルテ）の他、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書、診断用画像（レントゲン、超音波、内視鏡等）の諸記録及びこれらに含まれる情報が提供の対象となります。

なお、他の医療機関において作成された紹介状、証明書等、第三者が作成した文章及び第三者から得た情報は、開示対象外とさせていただきます。

3. 診療情報提供の対象者

診療情報は、患者様の大切な「個人情報」ですので、診療情報提供の対象者は、原則として患者様本人、並びに患者様本人が指名した親族又はそれに準ずる方となっています。

ただし、患者様本人が自己の診療について合理的判断ができないと認められる場合には、法定代理人、及び実質的に患者様のお世話をしている親族又はそれに準ずる方となります。

4. 対象者の確認

患者様本人のプライバシーを保護するため、患者様本人であることを証明できる書類（運転免許証など）を提示していただくこととなっております。

また、患者様本人以外の方につきましては、申請者本人であることを証明できる書類及び患者様との関係を証明できる書類（戸籍謄本など）を提出していただくこととなっております。

5. 診療録等を開示しない場合

下記のいずれかに該当する場合には、診療録等を開示しないことがありますのでご理解願います。

- (1) 患者様本人の治療効果等への悪影響が懸念されるとき。
- (2) 患者様本人以外の対象者から開示の請求がなされた場合であって、患者様本人が開示を希望しない場合、又は患者様の利益に反すると認められるとき。
- (3) 患者様本人以外の第三者の不利益となるおそれがあるとき。
- (4) その他、開示を適当でないと認める相当の理由があるとき。

6. 患者様本人が死亡された場合の特例

診療情報提供の申請は、患者様ご本人が行うのが原則ですが、急死等により患者様が生前に意思表示ができなかった場合で、ご遺族の方から診療録等の開示請求がなされた場合は、ご遺族（配偶者、子、父母及びこれらに準ずる方）との信頼関係の観点から特例的に情報提供の対象者とし、開示委員会に諮り、慎重に審議検討した上で、開示を行うこととなります。

7. 診療録等の開示手数料

診療録等の開示にあたっては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」の規定に準じた手数料がかかります。（税込 3,300 円）

8. 診療録等の開示申請の手続き

- (1) 開示請求につきましては、病院の所定の診療録等開示申請書に必要事項を記入の上、受付（医事課）で申請をお願いします。
- (2) 診療録等の診療情報につきましては、「個人情報」となりますので、申請者の確認を厳密に行う必要があります。申請に際しては「ご本人であることを確認できる証明書（免許証等）」「患者様との関係がわかる証明書（保険証、戸籍謄本等）」等をご持参いただきますようお願いします。
なお、患者さんご本人を含めて、開示対象者であるとの確認ができない場合や不明確な場合には、開示できませんので、ご了承願います。

9. その他

診療情報は、患者様の「個人情報」となりますので、患者様ご本人のプライバシー保護の観点から、ご家族やご親族であっても患者本人の指名のない方、その他、ご友人、勤務先の方、保険会社の方等は診療情報提供の請求ができる対象者となりませんので、ご了承をお願い致します。

診療情報提供に関する詳しいことについては、受付にお問い合わせください。

令和6年12月1日

新中川病院 院長 藤田英彦

(お問い合わせ先)

〒245-0001 横浜市泉区池の谷 3901

新中川病院 受付 (医事課)

電話 045-812-6161 内線 61